

令和５年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市まちなみセンター
所在地	八尾市久宝寺三丁目３番２０号
所管課	都市整備部都市政策課

指定管理者	名 称 ＮＰＯ法人 寺内町久宝寺 代表者 理事長 富山 喬三 住 所 八尾市久宝寺三丁目８番２０号
指定期間	令和４年４月１日 ～ 令和９年３月３１日（５年間）

１．利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
【運営状況】 指定管理者の受付の対応等、親切・丁寧で適切に行われている。 【情報発信】 ポスター掲示やホームページ・フェイスブック等を活用し、施設案内やイベント情報、地域の話題などの発信を積極的に行っている。 【事業（提案事業・自主事業）】 久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承・啓発のために、燈路まつりの実施やボランティアガイドの育成、パンフレット等の発行、まちづくりについての地域活動の拠点施設として、アドプト活動（大水路の清掃・植栽手入れ等）などの提案・自主事業を積極的に行っている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：令和５年８月１日～１２月２８日 ・調査方法：施設利用者に配布し、回収箱にて回収 ・回収状況：アンケート用紙７１枚を配布、７１枚を回収（回収率１００．０％） ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 「受付の対応」については、満足、ほぼ満足をあわせて９１．３％、「施設や周辺のきれいさ」は９１．３％、「施設の入りやすさ」は８２．４％、「展示内容」は７７．６％となっている。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
【利用促進及び収入増加への取り組み】 利用者数、利用料金収入の増加に向けた取り組みを実施している。 【市民参加・協働への取り組み及び地域・関係機関等との連携】 地域住民が主体となって施設運営を実施、関係機関等とも積極的に連携し事業を実施している。 【公の施設としての事業展開】 久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承及び八尾市のまちづくりについての地域活動の拠点施設として、地域住民の主体的な取り組みによる各種事業を行っている。	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
【建築物・設備等の保守管理業務】 点検・保守等について定期的に実施し、不具合等があれば速やかに対応している。 また、施設の清掃等も行き届いており、問題なく適切に維持・管理されている。 【経費縮減】 役員が積極的に事業に関与することにより経費縮減に努めている。	A

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
【業務の執行体制等】 役員が運営に積極的に関与することにより、適切に施設の管理運営を行っている。 【意思疎通】 管理運営において不明なことがある場合は市へ適宜確認を行うなど、意思疎通ができています。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
【設置目的等の理解】 久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承及び八尾市のまちづくりについての地域活動の拠点施設として積極的に事業を実施している。 【報告書等の提出】 各報告書等について、おおむね適切に提出している。 【暴力団等排除・個人情報保護等の法令遵守】 法令遵守に適切に努めている。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） （a）	評価配点（b）	評価点（a × b）
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	90.0%（S）	40	36
2	公の施設の効用発揮	89.5%（A）	19	17
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	86.8%（A）	38	33
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5%（A）	26	23
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9%（A）	18	16
合計		88.7%（A）	141	125



総合評価	A
------	----------

【モニタリング内容の総括】

久宝寺寺内町における歴史的遺産の継承及び八尾市のまちづくりについての地域活動の拠点施設として、条例、規則、協定書等を遵守するとともに、提案事業・自主事業について積極的に実施しており、適正な管理運営が行われている。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。